

2023 年（令和 5 年）度 WTO パネル・上級委員会報告書研究会（第 1 回）

CPTPP カナダー乳製品関税割当の配分措置（概要紙）

（CDA-NZ-2022-28-01／2023 年 9 月 5 日付）

近 藤 直 生
大江橋法律事務所

I. 事実関係

当事国：ニュージーランド（申立国）・カナダ（被申立国）

措置の内容：

- カナダは、CPTPP で合意した乳製品の関税割当てを運用するにあたり、関税割当ての枠の配分を特定の業態の事業者（具体的には、加工業者、二次加工業者及び販売業者）だけに限定し、その他の輸入者は関税割当てを利用できない措置をとった。
- 乳製品関税割当ての枠の配分が上記事業者に限定されることは、カナダの CPTPP の合意内容（附属書）に含まれていない。つまり、カナダは、関税割当てを利用できる要件として、CPTPP で合意していない条件（上記事業者に該当すること）を追加して、この条件を満たさない輸入者は関税割当てを利用できなくしたものの。

II. 主要論点と結論

1. **第 2.30 条(1)(b)（関税割当ての配分の利用を加工業者に限定しない義務）（52 以下）**
（論点）カナダは関税割当ての「配分の利用を加工業者に限定」したか。
（結論）上記肯定。カナダの義務違反を認める。（66-85）
2. **第 2.29 条(1)（関税割当ての数量を十分に利用する機会の供与）（86 以下）**
（論点）カナダは輸入者が「関税割当ての数量を十分に利用する機会」を妨げたか。
（結論）上記肯定。カナダの義務違反を認める（99-128）。
3. **第 2.30 条(1)(a)（資格要件を満たす者への割当数量の配分）（129 以下）**
（論点）附属書所定の割当要件の充足者を割当の対象としないことは許容されるか。
（結論）上記肯定。カナダの義務違反を否定（143-155）。反対意見あり（212-236）。
4. **第 2.29 条(2)(a)（関税割当利用に関する新規・追加の資格要件導入）（156 以下）**
（論点）附属書に記載のない資格要件の追加が可能な場合があるか。
（結論）上記肯定。カナダの義務違反を否定(173-199)。反対意見あり（237-242）。

III. 判断の意義

本件は CPTPP での紛争解決手続が利用された初めての事例であり、CPTPP 下の関税割当ての運用に関する規律の内容を明らかにしたものであるものとして意義がある。

以 上

CPTPP カナダー乳製品関税割当の配分措置

（CDA-NZ-2022-28-01／2023 年 9 月 5 日付）

近 藤 直 生
大江橋法律事務所

I. 本件の概要

申立国：ニュージーランド

被申立国：カナダ

2022 年 5 月 12 日 協議要請

2022 年 6 月 22 日 協議実施

2022 年 11 月 7 日 パネル設置要請

2023 年 3 月 9 日 パネル組成

2023 年 9 月 5 日 パネル報告書を当事国配布

本件は、CPTPP の紛争解決手続が利用された初めての事例である。

カナダは、CPTPP で合意した乳製品の関税割当ての運用において、関税割当ての配分を特定の業態の事業者（加工業者、二次加工業者及び販売業者）だけに限定し、これに含まれない輸入者は関税割当てを利用できない措置をとった。

これに対して、ニュージーランドが、かかる措置は、CPTPP 第 2 章 D 節に含まれる①第 2.30 条(1)(b)（関税割当ての配分の利用を加工業者に限定しない義務）、②第 2.29 条(1)（関税割当ての数量を十分に利用する機会の供与）、③第 2.30 条(1)(a)（資格要件を満たす者への割当数量の配分）、④第 2.29 条(2)(a)（関税割当ての利用に関する新規・追加の資格要件導入の禁止）に違反するとして提訴したのが本件である。

パネルは、上記①及び②についてカナダの義務違反を認め、③及び④についてカナダの義務違反を否定した。本件には反対意見が付され、反対意見は上記③及び④についてもカナダの義務違反になると指摘した。

II. パネル判断の概要

1. カナダの関税割当制度

カナダは輸入許可制度を通じて関税割当を管理しているが、輸入許可証の発行すなわち関税割当へのアクセスは、カナダの配分メカニズムにより決定される被割当者に限定される(22)。具体的には、関税割当の枠が、「加工業者」、「二次加工業者」及び「流通業者」に一定割合ずつ配分される。各グループに配分される具体的な割合や誰がどのカテゴリーに該当するかは、関税割当対象の乳製品ごとに個別の通知(「輸入者への通知」)で定められる。この通知はカナダの国際関係省より発せられ、定期的に更新される(23)。

このように、「輸入者への通知」により、各グループへの割当量のほか、「加工業者」、「二次加工業者」、「販売業者」との用語の定義に関連して「資格基準」が定められる。輸入者がこの定義に該当する場合、割当配分の申請資格があるとされる。

乳製品の関税割当は、加工業者に80～85%、二次加工業者に0～20%、販売業者に0～15%が割り当てられている(24)。

CPTPP発効以来、カナダの乳製品の割当枠はほとんど利用されていない。2021-2022年の乳製品関税割当の利用率は、対象16品目のうち13品目は10%以下であり、そのうち9品目は輸入がまったくない(30)。この点、カナダは、消費者の需要全体に対応し、季節的な過剰や不足に備えることができるのは加工業者であるため、関税割当の相当部分を加工業者に留保することは、乳製品の供給管理システムの安定性と予測可能性を確保するための重要な手段であるという(32)。

ニュージーランドは、カナダの関税割当の運用、特に割当の大部分を加工業者に配分するシステムは、CPTPP第2.28条、第2.29条、第2.30条のカナダの義務に違反すると主張する(34)。

2. 第2.30条(1)(b) (関税割当ての配分の利用を加工業者に限定しない義務) に関する主張

本件の中心的な争点は、カナダが乳製品関税割当の80%から85%を加工業者へ留保することが、第2.30条(1)(b)に整合するかどうかである。第2.30条(1)(b)は、関税割当が配分の方法により行われる場合、「配分の利用を加工業者に限定しないこと」を確保すると定める(52)。本件での争点は、「配分の利用を加工業者に限定」との表現(「加工業者条項」)が厳密には何を意味するかである。

ニュージーランドは、この「配分」は一切の配分を意味し、利用可能な配分へのアクセスを加工業者に限定した場合、第2.30条(1)(b)違反となるどころ、カナダが割当量の大部分を加工業者に限定したことに争いはないと主張する(54)。

カナダは、「加工業者条項」は割当を受ける資格を加工業者に限定することを禁じるものであるが、カナダの制度は、加工業者に割当の一部を確保するだけであり、適格な非加工業

者にも割当を認めているから、2.30条(1)(b)に違反しないと(55)。

パネルは、カナダが加工業者に関税割当への優先的なアクセスを留保することは、第2.30条(1)(b)の「配分の利用を加工業者に限定しないことを確保する」義務と整合しないと認める(66)。

「加工業者条項」は、関税割当を加工業者に予め優先して配分することを禁止する条項である。カナダは、自国の割当制度を採用・設計し、誰が割当を受けることができるか自ら決定する裁量を有しており、第2章D節の義務に則り、加工業者に関税割当をいくらかでも配分することが可能である(81-82)。しかし、乳製品関税割当の一部または全部に対するアクセスを加工業者のみに限定することは禁止されている(81、85)。

3. 第2.29条(1) (関税割当ての数量を十分に利用する機会の供与) に関する主張

(1) 第2.29条(1)は「各締約国は、輸入者に対して関税割当ての数量を十分に利用する機会を与えるような方法で、自国の関税割当てを運用する」と規定する。ここでの主な論点は、「関税割当ての数量を十分に利用する機会」の正確な意味である(86、87)。

ニュージーランドは、「関税割当ての数量」とは、各乳製品について関税割当てが認められる全部の量を意味すると主張する(91)。カナダの制度は制限的で区分された性質であり、所定の枠に入らなければ、関税割当を利用することはできず、輸入者が関税割当を十分に利用する能力を妨げると指摘する(90)。

カナダは、第2.29条(1)の「関税割当ての数量」は、個々の輸入者に割り当てられた特定の量を意味し、関税割当ての全量を意味しないと主張する。第2.29条(1)は、すでに割当を受けた輸入者にのみ適用され、この義務の範囲は、割当を受けた者が関税割当てに基づく特惠関税率を使用して輸入することを、締約国が恣意的に妨げることを禁止することに限定される。カナダは関税割当を完全に配分しており、配分された輸入者はその配分を完全に利用することができるため、関税割当の完全利用の機会を提供している(95)。

パネルは、カナダは、「輸入者への通知」により、他の面では適格な申請者が、関税割当てを完全に利用する機会を制限する方法により関税割当てを管理するものであり、2.29条(1)と整合しないと認める。この義務は、関税割当ての数量が毎年完全に使用されることを求めるものではなく、関税割当てが完全に使用される可能性や機会を認める管理システムの設計・運用を求めるものである(99)。

パネルは、第2.29条(1)の「関税割当ての数量」とは、各関税割当ての割当数量全体と解する。パネルは、ニュージーランドの主張を認め、「関税割当ての数量を利用する」の通常の意味には、割当を受けること、製品を輸入すること、入国時に特惠関税待遇を受けることの各ステップが含まれると解する(118)。

(2) 次に、カナダは、第 2.29 条(1)の「輸入者に対して関税割当ての数量を十分に利用する機会を与えるような方法で、自国の関税割当てを運用する」義務の下で、どのような措置を講じているか (119)。

関税割当ての枠は、加工業者、二次加工業者及び販売業者が関税割当てに優先的にアクセスできる区画として運営されている。この三者以外の輸入者が割り当てを申請することはできない (120)。枠が使用されていない場合に枠を移動する手続は存在するが、いかなる状況においても上記三者のグループに適合しない輸入者は、関税割当ての数量を利用する機会とは与えられない (120、121)。

これらは第 2.29 条(1)を集散的に弱体化させる制約として作用する。第 2.29 条(1)の「機会」と「完全に」という言葉からも、割当メカニズムを有する締約国は、ある製品の関税割当ての数量の完全利用を妨げるような不当な障害を課さないような方法で、メカニズムを設計し、運用しなければならない。各関税割当ての数量が毎年完全に充足される必要はないが、カナダの現在の割当メカニズムのように、過度に区分された複雑なシステムによって、関税割当てが利用される機会が損なわれてはならない (122)。第 2.29 条(1)が定める義務は、関税割当ての数量が完全に利用される「機会」を求めるものである (128)。

4. 第 2.30 条(1) (a) (資格要件を満たす者への割当数量の配分) に関する主張

第 2.30 条(1) (a)は、関税割当てのアクセスが配分による場合、「自国が定める資格要件を満たすいかなる締約国の者」も、「関税割当てに基づく割当数量の配分について申請し、及び審査を受けることができる」と定める。

ニュージーランドは、第 2.30 条(1) (a)により附属書を超えて追加の資格要件を課すことは許されないところ、カナダの附属書に加工業者、二次加工業者及び販売業者への言及はないので、このような資格要件を定め、かつ、これに該当しない者を除外することは第 2.30 条(1) (a)に違反すると主張する (129-131)。

カナダは、割当メカニズムを設計・実施する際に与えられる裁量により、第 2.30 条(1)の制約と整合する限り、追加の要件を課すことは可能と主張する (132)。

パネルは、カナダが「輸入者への通知」で割当申請資格者について追加の基準を盛り込んだことは、割当メカニズムを採用する締約国に与えられた裁量の範囲内であり、第 2.30 条(1) (a)のカナダの義務と矛盾しないと考える (143)。

ニュージーランドは、第 2.30 条(1) (a)の「資格要件」の説明根拠としては、各締約国の関税率表だけが参照されなければならないと主張する。パネルは「資格要件」は第 2.29 条(2) (a)の「資格要件」と同じ意味を持たなければならないとする。パネルはいずれも同意しない (145)。

ここでの問題は、第 2.30 条(1)(a)が、締約国に対して、自国の関税率表に記載した資格要件を充足するすべての個人・団体について、割当を申請できるようにして配分の検討対象としなければならない義務を課すかである (146)。

この点、第 2.30 条(1)(a)が締約国の関税率表に何ら言及していない点が重要であり(147)、同条は、関税率表とは区別される、関税割当運用のための情報及び手続に関する規定である (148、149)。運用手続に関する規定では関税率表が引用されておらず、これら規定のすべてが関税率表に含まれることを想定しないように見える (149)。

さらに、第 2.28 条(3)が「自国の関税割当ての運用に関する全ての情報 (割当数量及び資格要件を含む) を、当該関税割当ての開始日の少なくとも 90 日前に、…ウェブサイトにおいて公表する。」と規定する点が重要である。90 日の期限内に公表すべき事項に「資格要件」が含まれていることは、資格要件が定められる箇所は関税率表だけでないことを示す。また、第 2.28 条(3)が申請手続、申請期限及び配分方法について割当開始日 90 日前の公表を定めていることは、これらの運用及び手続に関する詳細は各国の関税率表に拘束されないことを示す (150)。

パネルが判断すべきは、カナダの「輸入者への通知」で定められる追加の資格基準は、締約国が一定の裁量を持つ手続及び運用に関する事項と同じ種類なのか、それとも各国の関税率表に拘束される関税率や関税割当数量に近いかである (150)。

この点、カナダの付録 A 第 3 項(c) は、「適格な申請者とは、カナダに居住し、該当するカナダの乳製品、家禽、鶏卵業で活動し、輸出入許可規制を遵守している者を指す」と規定する。「適格な申請者」の前に「いずれも」や「すべて」との言葉がないことは、D 節の義務と整合する限りにおいて、誰が適格な申請者であるかの詳細について定める一定の裁量を認めるものである (152)。

ニュージーランドの主張を採用し、関税率表に記載された資格制限に追加できないとすると、配分システムが第 2 章 D 節と整合しかつ割当開始 90 日前に公表される限り、カナダが、第 2 章 D 節の下で有する、資格要件、申請手続き、申請期限、申請方法など割当メカニズムの詳細を決定する裁量を奪うことになる (153)。

もっとも、カナダが第 2.30 条(1)(a)に違反しないと結論は、締約国が資格基準の採用に無制限の裁量があることを示唆しない。配分メカニズムを採用する締約国は第 2 章 D 節の規律に従う必要があり、そのうちの 1 つが関税割当てへのアクセスを加工業者だけに制限することの禁止である。加えて、カナダは、自国の関税率表に反するような資格基準を採用することはできず、例えば、過去に関税割当て対象製品を輸入したことがない者のアクセスを除外したり、乳製品分野で活動し輸出管理規制 (EIPA) を遵守しているカナダ居住者以外のアクセスを許可することはできない (154)。

5. 第 2.29 条(2)(a) (関税割当ての利用に関する新規・追加の資格要件導入の禁止) に関する主張

第 2.29 条(2)(a)は、「製品の輸入に際しての関税割当ての利用に関し」、「新たな又は追加の条件、制限又は資格要件 (仕様若しくは等級、輸入製品について許容される最終用途又は包装の容量に関するものを含む。)」を自国の関税率表に定める以外に導入してはならないと定める。

ニュージーランドは、「製品の輸入に際しての関税割当ての利用」との表現は、関税割当の取得、製品の輸入、特恵待遇の申請という、関税割当を利用するプロセスのすべての段階に適用されると指摘する。カナダのグループ制度では、各グループへの割当量に対するアクセスは特定種類の事業者（「加工業者」、「二次加工業者」、「販売業者」）に限定され、割当量のアクセスにはこのグループに属さなければならないとすることは、関税割当の利用に新たな制限と資格要件を導入するものであり、2.29 条(2)(a)に違反すると主張する（156-159、161、163）。

カナダは、この配分制度は第 2.29 条(2)(a)の射程範囲外と主張する。この配分制度は割当申請者や割当利用者の決め方に関するのに対して、第 2.29 条(2)(a)は、割当許可後に、関税割当てに基づきどのような商品を輸入することができるかを対象とするからである（156-159）。

ここでの問題は、関税割当ての配分申請が第 2.29 条(2)(a)の「製品の輸入に際しての関税割当ての利用」に含まれるかどうか、また、この条項の規定がすべての条件、制限、適格要件を規律するのか、それとも商品だけに焦点を当てたものかである（158）。

パネルは、カナダの「輸入者への通知」は、関税割当ての利用に関して新たな制限や資格要件を導入するものではなく、第 2.29 条(2)(a)と矛盾しないと判断する。第 2.29 条(2)(a)は、関税割当ての利用に際する製品に対する要件に適用される規定であり、割当申請者に関する資格要件には適用されない（173）。すなわち、カナダのグループ制度での輸入者の資格要件は、製品に焦点を当てた第 2.29 条(2)(a)の新規・追加の資格要件禁止の範囲外である（199）。

条文の構造からして、第 2.29 条(1)の輸入者に割当数量を完全に利用する機会を与える義務と、第 2.29 条(2)の新たな制限、条件、資格要件の導入の禁止は別個であり、異なる義務を定めている。ニュージーランドの解釈によると、第 2.29 条(1)と第 2.29 条 2 項(a)で、輸入者の資格要件は関税率表に記載されたものに限ることを二度規定することになり、各条文に明確な意味が与えられない。（175）

第 2.29 条(2) (a)の適用範囲について、パネルは、「製品の輸入に際して」の関税割当ての利用との文言からも、割当配分の段階は含まず、実際の輸入段階に焦点を当てた義務と解する。第 2.29 条(1)の「関税割当ての数量を十分に利用する機会」は、割当の配分を受けて、産品を輸入するプロセスのすべての段階を含むと解するが、第 2.29 条(2)とは別の義務である (178-179)。

第 2.29 条(2) (a)に例示された項目 (仕様、等級、最終用途、包装) も、関税割当ての配分段階ではなく、産品の輸入段階で適用されるものである。第 2.29 条(2) (a)が関税率表に言及することも、この規定が産品に重点を置くことを裏付ける (189)。

第 2 章 D 節で何回か出てくる「資格要件」(第 2.28 条(3)、第 2.29 条(2)、第 2.30 条(1))を比較すると、第 2.29 条(2)は単一の関税割当てに基づく産品の輸入に関連する要件に対応し、第 2.28 条(3)及び第 2.30 条(1) (a)は割当の管理及び配分のプロセスに関連し、特に第 2.30 条(1) (a)では誰が割当配分を申請できるかという資格と明示的に結びつけられている (194)。

第 2.29 条(2)は産品の輸入に関する規定であるから、同条項で関税率表に言及されているのは合理的である。一方、第 2.30 条(1) (a)で関税率表に言及されていないのは、同条項は特定の産品や関税に結びついていないので、同様に合理的である (195)。

ニュージーランドは、資格要件が産品に適用される可能性を否定し、資格要件は本質的に人に適用される問題であると指摘するが、パネルは同意しない。資格要件は人に限定された用語ではないし (197)、関税割当てを利用した製品の輸入には資格要件が付される可能性もある。CPTPP は、仕様、等級、梱包サイズを例として挙げている。多くの締約国は、関税割当てを約束する表に国別の適格性要件を設定したが、この関税割当ての適用を受けるには、輸入者ではなく、産品が該当する原産地規則を満たさなければならず、原産地規則は明らかに産品に特化した要件である (198)。

6. 「資格要件」の整合性に関する個別意見

A. 第 2.29 条(2) (a) (関税割当ての利用に関する新規・追加の資格要件導入の禁止) に関する主張と反論

ニュージーランドは、2.29 条(2) (a)について 2 点主張する。第一に、カナダは関税率表の付録 A 記載の資格要件を修正したこと、第二に、特定カテゴリーの輸入者(加工業者、二次加工業者、販売業者)だけに関税割当てを配分することで新たな制限を導入したこと。カナダの約束は付録 A の第 3 項(c)で以下のとおり記載される (207)。

(c) カナダは、適格な申請者に対し、割当年ごとに関税割当てを配分する。適格な申請

者とは、カナダに居住し、該当するカナダの乳製品、家禽、鶏卵業で活動し、輸出入許可規制を遵守している者を指す。

カナダは、第 2.29 条(2) (a)は関税割当ての配分に関する規定ではなく、製品の資格要件に関係する規定であるから、輸入者の資格要件を問題とするニュージーランドの主張は第 2.29 条(2) (a)の範囲外と主張する (209)。果たしてそうなのか (211)。

第 2.29 条(2) (a)を自然な文脈でみると、CPTPP 第 2 章 D 節におかれ、同節は第 2.28 条から第 2.32 条で構成される。第 2.28 条 (適用範囲及び一般規定) は共通事項を定め、それ以下の条文で具体化される。

第 2.28 条により、締約国は公正かつ衡平な手続とすることを求められる。第 2.29 条(1)は、合意された関税割当てを「輸入者に対して十分に利用する機会を与えるような方法で」運用することを求める。「十分な利用」がどのように行われるかは第 2.29 条(2)でさらに詳しく規定される。

第 2.29 条(2)は、関税割当ての十分な活用方法は締約国の知るところであるとの認識のもと、附属書 2-D を引用して契約自治の役割を認める。ここで想定されているのは、公正かつ衡平な方法で運用されれば、合意された関税割当ては十分に利用されるということである。すなわち、関税割当ての十分な利用の方法は合意されており、第 2.29 条(2)は国際法の原則である「合意は守られなければならない」を表現したものである。この点、第 2.28 条(1)も、「全ての関税割当てについては、附属書 2-D の当該締約国の表に定める」と規定する (212-216)。

このように、第 2.28 条、第 2.29 条(1)、第 2.29 条(2)は論理的な順序がある。関税割当ての公正かつ衡平な運用は、輸入者へ関税割当ての十分な利用機会を与える義務を導き、それは締約国に対して新たな又は追加の条件、制限又は資格要件の導入を避けるよう求める。2.29 条(1)と 2.29 条(2)の間に重複もない。2.29 条(1)は全体的な目的(関税割当ての完全利用)を述べているのに対し、2.29 条(2)はそのために締約国の契約上の自主性が維持され、一方的な改正のリスクを避ける必要があるとしている (217)。

本件に関する条文間の関係性は以上のとおりであり、次に、「資格要件」が輸入者に関するものとして理解すべきことを述べる (218)。

第一に、CPTPP に「資格要件」の定義はないが、輸出許可協定では一貫して輸入者に関するものと理解されている。輸出許可協定では、製品に関連する「資格」は存在しない (219)。

第二に、カナダの「輸入者への通知」でも「資格要件」との題目の下に輸入者 3 つのカテゴリーについて述べられており、「資格要件」では製品に関する定めはない (220)。

第三に、カナダの考え方によると、第 2.29 条は製品に関する資格要件を定め、2.30 条は

輸入者に関する資格要件を定めていることになる。しかし、論理的に、関税割当ての配分の前に輸入者に関する資格要件が先行すべきである。第 2.29 条(2)(a)は合意された資格要件が一方的に変更されないようにし、その上で第 2.30 条は合意された資格要件を尊重しての配分決定を求めるものである (224)。

第四に、「資格要件」が製品に関するものだとすると、「条件」と「制限」は何を意味するのか。「条件」と「制限」は製品に関するものであり、「資格要件」の意味を広げすぎると、内容が重複する (225)。

第五に、第 2.29 条(2)の (b) から (d) は「新たな又は追加の条件、制限又は資格要件」の導入について規定する。仮に 2.29 条(2)の「資格要件」を製品に関するものと解すると、第 2.29 条(2)(b)-(d)による変更の対象となるのは製品に関する資格要件だけで、輸入者に関する資格要件に第 2.29 条(2)(b)-(d)は適用されず変更できないことになる。しかし、これに沿った CPTPP のシステムは存在せず、第 2.29 条(2)(b)-(d)は、(輸入者に関する) 資格要件と製品に関する「条件」と「制限」のいずれの変更も可能とするものである (226)。

多数意見は第 2.29 条(2)(a)の「等級、最終用途及び包装の容量」を「資格要件」に関するものと解したが、なぜ「条件」、「制限」の具体化と解し得ないかについて説明はない。多数意見のように解したとしても、第 2.29 条(2)(a)は「等級、最終用途、包装の容量を『含む』」としており、限定列举でないことは明らかである。すなわち、起草意図は、「条件」、「制限」、「資格要件」のいずれも一方的な変更はできないというもののはずである。しかし、カナダの措置は付録 A 第 3 項(c)の約束に反している (227)。

カナダは、付録 A 第 3 項(c)は最低限の条件に過ぎず、これを尊重する限り要件を追加する裁量を有すると主張する。しかし、CPTPP 上、輸入者の資格要件は最低限の条件であり一方的に変更可能とする根拠は存在しない。第 2.29 条(2)は反対の目的をもち、関税割当制度の管理にあたり一方的な変更に対する予防措置である (228)。カナダは第 2.29 条(2)(a)に反して新しい資格要件を導入したものである (229-231)。

同様に、カナダは、附属書 2-D で定める以上の新しい制限を導入した。カナダは付録 A 第 3 項(c)で輸入者の資格要件に関し何らの量的制限は規定していない。しかしその後「輸入者への通知」で特定の 3 タイプの輸入者に一定の割合を配分し、それにより新しい制限を導入した (232)。

よって、カナダは、新しい制限を課し、かつ、新しい資格要件の導入により、第 2.29 条(2)(a)に反したものである (236)。

B. 第 2.30 条(1)(a) (資格要件を満たす者への割当数量の配分) に関する主張と反論

CPTPP の複数の条項で使われる「資格要件」という用語は異なる意味に解すべきか。私は

そのように考えない。「資格要件」は輸入者に関するもので、「条件」と「制限」は製品に関するものである。輸入許可協定で「資格要件」は輸入者だけに関係する。CPTPP で別の意味に使用する意図であれば、その点明記されたはずである。また、CPTPP の異なる条項の「資格要件」を異なる意味に解すべき根拠もない。それを意図したのであれば明記されたはずである。第 2.30 条(1)(a)の「資格要件」は、第 2.29 条(2)(a)と同様、輸入者のみに関するものである。

そして、ここで重要なのは合意された「資格要件」であり、CPTPP 発効後にカナダが導入した資格要件ではない。カナダのグループ制度導入の結果は、一部の輸入者は全く関税割当ての配分を受けられないことである (238-240)。

第 2.28 条(3)により逆の結論が導かれるべきではない。カナダが(国際約束を自国内に在住する経済主体に明らかにするため)公表すべきなのは、CPTPP の合意の内容である。つまり、第 2.28 条(3)の「公表」はカナダに新しい資格要件を導入する裁量を認めるものではない (241)。よって、関税割当てへのアクセスを加工業者、二次加工業者及び販売業者に限定するカナダの措置は第 2.30 条(1)(a)にも違反する (242)。

III. コメント

以下では、多数意見と反対意見で結論が分かれた第 2.30 条(1)(a) (資格要件を満たす者への割当数量の配分)と第 2.29 条(2)(a) (関税割当ての利用に関する新規・追加の資格要件導入の禁止)に関する判断について、若干のコメントを試みる。

1. 第 2.30 条(1)(a) (資格要件を満たす者への割当数量の配分) について

パネルの多数意見は、カナダが第 2.30 条(1)(a)の義務に違反するとニュージーランドの主張を認めなかった。

第 2.30 条(1)(a)は「自国が定める資格要件を満たすいかなる者」も割当配分を申請できると規定するところ、ニュージーランドは、この「資格要件」の内容は各締約国の関税率表に記載されたものに限られ、カナダが配分割当てを加工業者、二次加工業者及び販売業者に限定することは、これらの区分がカナダの関税率表に記載されていない以上、「資格要件を満たす者」に割当配分を認めないものとして、第 2.30 条(1)(a)に違反すると主張した。

多数意見は、第 2.30 条(1)(a)の「資格要件」は、税率や関税割当数量のように関税率表の記載に拘束されるものではなく、それと区別される、手続及び運用に関する事項であって、その定め方について締約国に一定の裁量が認められるので、カナダの関税率表に記載がない加工業者、二次加工業者及び販売業者を資格要件として追加したことは、第 2.30 条(1)(a)の違反とならないと判断した。

反対意見は、ニュージーランドの主張に同意し、第 2.30 条(1)(a)の「資格要件」は締約国間で合意された資格要件、すなわち各締約国の関税率表に記載された資格要件であり、関

税率表に記載のない資格要件を追加して一部輸入者を関税割当てから排除することは、第 2.30 条(1)(a)に違反すると指摘する。

多数意見と反対意見で判断が分かれたのは、第 2.30 条(1)(a)でいう「資格要件」が各締約国の関税率表に記載された内容に限られるかの点である。

多数意見は、この「資格要件」は関税率表とは区別され、カナダの要件追加による一部輸入者への配分除外は第 2.30 条(1)(a)に反しないと判断した。多数意見は、その理由として、第 2.30 条(1)(a)に関税率表が言及されていないこと、その結果としてこの「資格要件」は締約国間の合意内容ではなく各国に裁量が認められる運用面の事項と判断したこと、第 2.28 条(3)が資格要件を含む運用に関する事項を割当開始日 90 日前に公表すべきと定めることとを指摘する。

しかし、多数意見は、関税率表記載の要件に反する資格基準を定めることはできないとも指摘している (154)。すなわち、多数意見の見解は、「資格要件」について一律に関税率表と離れて各国が自由に追加してよいとするものでもない。実際に多数意見は、本件のカナダの追加要件が、各国の裁量が認められる運用面に関する事項に近いのか、関税率表に記載すべき税率等に近いのかの判断が必要と述べている (150)。もっとも、パネルは、この具体的な判断方法は説明していない。

多数意見の見解によった場合、どのような資格要件の追加であれば第 2.30 条(1)(a)違反とならないか。多数意見も、第 2.30 条(1)(a)の「資格要件」については、反対意見と同様、輸入者に関する資格、つまり、誰が関税割当ての配分を申請できるかに関する要件を意味すると解する (194、196、199) (第 2.29 条(2)(a)の「資格要件」について、多数意見は産品に関する事項と解し、第 2.30 条(1)(a)の「資格要件」と別の意味をもつと判断した。)。多数意見による場合、輸入者に関する資格要件について、関税率表の記載と明確に矛盾する内容の追加が認められないことは理解できるが、関税率表に記載がない事項についてどの程度の追加が認められるかは必ずしも明らかではない。

この点に関連して、多数意見は、過去に関税割当て対象製品を輸入したことの無い者のアクセスを除外することは認められないと指摘した (154)。関税割当てに関するカナダの約束を定める付録 A 第 3 項には関税割当て対象製品の輸入実績についての記載はなく、多数意見が第 2.30 条(1)(a)との関係で上記を許容されない例とした根拠は定かではない。どのような資格要件の追加が第 2.30 条(1)(a)により認められないかの判断基準は、今後の課題になりうるものと思われる。

2. 第 2.29 条(2)(a)について

パネルの多数意見は、カナダが第 2.29 条(2)(a)の義務に違反するとのニュージーランド

の主張を認めなかった。

第 2.29 条(2)(a)は、関税割当ての利用に関し、新規・追加の条件、制限、資格要件を関税率表で定めた内容に定める以外に導入してはならないとする。ニュージーランドは、カナダが特定の業態の事業者だけに割当配分を認めたことは、関税率表に記載されていない資格要件を追加するものであり、第 2.29 条(2)(a)に違反すると主張した。

多数意見は、第 2.29 条(2)(a)は製品の輸入に関する規定で、輸入者の資格要件についての規定ではないから、輸入者の資格について追加の要件を定めたカナダの措置は第 2.29 条(2)(a)に違反しないとした。多数意見は、その理由として、①第 2.29 条(2)(a)も輸入者の資格要件に関する規定と解すると、同じく輸入者の資格要件に関する第 2.29 条(1)との重複になること、②第 2.29 条(2)(a)に「製品の輸入に際して」との文言があり、製品の輸入段階を規定していること、③第 2.29 条(2)(a)の「資格要件」の例示（仕様、等級、最終用途、包装）は製品に関するものであること、④第 2.29 条(2)(a)は関税率表に言及していることを指摘する。

反対意見は、詳細な理由付けを展開して、第 2.29 条(2)(a)の「資格要件」は、第 2.30 条(1)(a)と同様、輸入者の資格要件を意味するので、カナダが関税率表に記載のない特定カテゴリーの輸入者のみに割当配分を認めるのは、資格要件に新たな制限を課すものであり、第 2.29 条(2)(a)に違反すると指摘する。

多数意見と反対意見で見解が分かれたのは、第 2.29 条(2)(a)の「資格要件」が製品に関する要件を意味するか、輸入者に関する要件を意味するかの点である。多数意見が理由として挙げた点は上記のとおりだが、いずれも形式的な点を重視した解釈姿勢と思われ、反対意見の指摘（第 2.28 条(1)でも引用されている輸入許可許定で「資格要件」は一貫して輸入者に関するものとして理解されていること等）を踏まえても、CPTPP 内の同じ章節で使われている同じ用語をあえて別の意味として理解する合理性を説明できているか疑問が残る。

私見だが、多数意見が第 2.29 条(2)(a)の「資格要件」の範囲を製品に限定する解釈を採用したのは、関税割当てをいかなる者に認めるかの要件、つまり輸入者に関する資格要件の定め方については、各国に一定の裁量が認められるべきとの政策的判断があったのではと推察する。第 2.29 条(2)(a)の内容、すなわち、関税率表に記載された内容以外の新規や追加の要件設定は認められないとの規律は明快であり、この条文の規律対象に含まれるとした場合、解釈により例外を認めることは困難と思われるからである。しかし、ニュージーランドや反対意見が指摘するとおり、輸入者に関する資格要件についても、関税率表に記載されていない内容を導入する場合は第 2.29 条(b)-(d)の手続によるとすることが、CPTPP が本来想定していたプロセスではないかと思われる。

以 上